

平成 23 年度
高留連「高校生海外留学派遣支援金制度」(文部科学省補助金)
募集要項
<平成 24 年 1 月～9 月出発生対象>

「全国高校生留学・交流団体連絡協議会」(高留連)第 1 種会員が実施する高校生交換留学プログラム※を活用し、海外での一年間の高校生交換留学プログラムに参加する生徒のうち、条件を満たす応募者の中から上位 50 名を選抜し、1 人 50 万円の支援を行います。

※高留連の定める「高校生交換留学派遣プログラム」とは、日本の高校生が 1 学年間を海外の無償のボランティアホストファミリーと生活しながら、その地域で正規の高校と認定されている学校に授業料免除で通学し、現地の同世代の青少年や地域の人々とお互いが異なる文化的背景を持つ者として理解しあおうとするプログラムです。

1. 支給額 : 50 万円

2. 支給者数 : 50 名

3. 応募資格 :

- 1) 全国高校生留学・交流団体連絡協議会(高留連)に加盟している団体の主催する下記対象プログラム参加者として海外に派遣される者。派遣先は特定の国に偏らず全世界を対象とする。

<支援金対象プログラムならびに主催団体>

- | | |
|--|--|
| ●AFS 高校生交換留学プログラム
(公財)AFS 日本協会 (AFS) | ●YFU 高校生交換留学プログラム
(財)ワイ・エフ・ユー日本国際交流財団 (YFU) |
| ●EIL 高校生交換留学プログラム
(社)日本国際生活体験協会 (EIL) | ●オープン・ドア高校生交換留学プログラム
(特非)文際交流協会 (BIEE) |
| ●アユサ高校留学プログラム
アユサインターナショナル日本事務局 (AYUSA) | |

- 2) 以下の条件のすべてを満足した者の中から高留連にて選考し決定する。

- ①平成 23 年度の支援金対象プログラムの選考で、平成 23 年 12 月 15 日までに合格した者のうち、平成 24 年 1 月から平成 24 年 9 月に出発する者
- ②出発の時点で、日本の高等学校・高等専門学校(学校教育法第 1 条の規定によるもの)または専修学校高等課程(同法第 125 条の規定によるもの)に在学する者
- ③本支援金を含め参加費の全額を超える奨学金を受けていない者
- ④異文化適応能力、成績・語学力に優れる者として在籍校の学校長の推薦を受けている者
- ⑤成績・語学力に関する下記の 2 つの条件を満たす者

- (1) 学業成績 : 支援金応募時点で直近の 1 年間の全教科平均が 10 段階評価で 7.0 以上、5 段階評価が 3.5 以上

例 : 支援金応募時(10 月)に高校 2 年生の場合

→高校 2 年・1 学期+高校 1 年・3 学期+高校 1 年・2 学期

支援金応募時(10 月)に高校 1 年生の場合

→高校 1 年・1 学期+中学 3 年生・3 学期+中学 3 年・2 学期

支援金応募時(10 月)に中学 3 年生の場合

→中学 3 年・1 学期+中学 2 年生・3 学期+中学 2 年・2 学期

※学期単位で成績が出ない場合は、前学年の 1 年間の全教科平均

- (2) 語 学 力 : SLEP*45 点以上

※SLEP テストとは、英語を母国語としない中高校生を対象とした聴き取り能力、語彙・文法・読解力を測る英語力判定テスト。各主催団体で実施しています。

- ⑥保護者の平成 22 年 1 月から 12 月までの平成 23 年度(平成 22 年分)所得が 800 万円を超えないこと。

※1 給与所得者の場合、平成 22 年分課税(所得)証明における総所得金額が 800 万円を超えないこと。
(複数の所得がある場合は合算額が 800 万円を超えないこと)

※2 保護者が給与所得者でない(自営業を営む個人(個人事業主)や年金生活者等)場合、平成 22 年分の所得税の確定申告書 B における⑨欄、または確定申告書 A における⑤欄が 800 万円を超えないこと。分離課税の所得がある場合はご相談ください。

4. 応募受付期間：平成 23 年 10 月 3 日（月）～平成 23 年 12 月 26 日（月）（当日消印有効）
5. 出願書類：
- 1) 所定の出願書（書式は支援金対象プログラムの各主催団体から入手してください）
※黒のボールペンで、応募者本人が自筆で記入のこと
※保護者署名・押印のないものは無効となります
 - 2) 所定の在籍校推薦確認書（書式は支援金対象プログラムの各主催団体から入手してください）
 - 3) 支援金応募時点で直近の 1 年間の全教科平均が 10 段階評価で 7.0 以上、5 段階評価が 3.5 以上であることが証明されるもの（書式は問いません。通知表のコピー可）
 - 4) 記述式質問回答票（書式は支援金対象プログラムの各主催団体から入手してください）
※黒のボールペンで、応募者本人が自筆で記入のこと。（ワープロ原稿不可）
 - ◎質問 1. なぜあなたは「高校生交換留学」を選択したのですか？
 - ◎質問 2. 高校交換留学生としての大切な義務と役割とは何だと考えていますか？
 - ◎質問 3. なぜホストファミリーは無償で留学生を世話するのでしょうか？
 - ◎質問 4. 交換留学で直面する一番困難なことは何だと想像しますか？その困難をどうやって解決しようと考えていますか？
 - ◎質問 5. 滞在先が日本での生活より不便だったり、質素であるなど、自分が想像していたのとは異なる環境に置かれた時、あなたはどのように適応し、対処していこうと考えますか？
 - 5) 平成 23 年度（平成 22 年分）課税(所得)証明書（平成 22 年 1 月から 12 月までの所得が記載されているもの）。給与所得者でない場合は確定申告書 A または確定申告書 B のコピー等、該当する期間の所得が 800 万円を超えていないことを証明できる公的書類。（コピー可。なお、市役所、区役所、町役場などで入手可。）
6. 書類送付先：全国高校生留学・交流団体連絡協議会（高留連）事務局
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-10-12 牛込ビル 1 階
※書類は上記 1)～5) すべてを揃えて、必ず郵便局より「簡易書留」または「レターパック」にて送付のこと。持参、宅配便、FAX 等は受け付けませんのでご注意ください。
また、支援金対象プログラムの各主催団体では、書類の提出を受け付けませんので、ご注意ください。
7. 選考発表：可否通知は郵送にて発送予定
※合格者に対する支援金支給(振込み)は平成 24 年 3 月 31 日までに完了予定ですが、諸般の事由により、同年 6 月以降になる場合もありますのでご了承ください。
8. 留意事項：
- 1) 提出された個人情報、その取り扱いについて細心の注意を払い、支援金選考に限り利用します。
 - 2) 出願書類は返却しません。
 - 3) 出発までに派遣を辞退した場合、生徒はそれをすみやかに高留連事務局に通知してください。通知を受けた後、高留連は生徒に対し返金を指示します。
 - 4) 出願書類等に事実と異なる内容があることが判明した場合、出発前後にかかわらず合格を取り消し、支援金の支給後である場合には返金していただきますので、正確に申告してください。
 - 5) 可否に関するお問い合わせにはお応えできませんのでご了承ください。なお、合格者に対する振込みは平成 24 年 3 月 31 日以降になることもあります。

全国高校生留学・交流団体連絡協議会（高留連）事務局
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-10-12 牛込ビル 1 階
ホームページ <http://www.koryuren.gr.jp>